

輸入食品に対する検査命令の実施について(エクアドル産カカオ豆)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
エクアドル産カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	2, 4-D*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、エクアドル産カカオ豆から残留基準値を超えて2, 4-Dを検出したため検査命令を実施するもの。

* 農薬(除草剤)

<参考1>エクアドル産カカオ豆の2, 4-Dに係る違反事例

1. 品名:生鮮カカオ豆

輸入者:三井物産 株式会社

届出数量及び重量:363バッグ、25,047kg

検査結果:2, 4-D 0.03ppm(基準:0.01ppm)

届出先:神戸検疫所

違反確定日:8月30日

措置状況:全量保管中

2. 品名:生鮮カカオ豆

輸入者:三菱商事 株式会社

届出数量及び重量:363バッグ、24,826.3kg

検査結果:2, 4-D 0.02ppm(基準:0.01ppm)

届出先:横浜検疫所

違反確定日:9月15日

措置状況:全量保管中

<参考2>輸入実績

平成18年1月1日~9月15日:速報値

品目	届出件数	届出重量 (kg)	検査件数	違反件数
エクアドル産カカオ豆	170	5,960,888	39	4

違反件数は2, 4-Dで2件、シペルメリンで1件及びマラチオンで1件。